

別 表

1. 包 袋

区 分	保存期間			
	特 許	実用新案	意 匠	商 標
1) 権利の設定登録がされた出願に係るもの	15年間	10年間	15年間	12年間
①うち平成2年12月以後の出願（国際出願は除く）に関する異議申立事件に係る書類	20年間	15年間		
②うち存続期間が延長された特許権に係るもの（特許法第67条の2第5項の規定により延長されたものとみなされたものを含む。）	15年＋延長された期間			
③うち存続期間が更新された商標権に係るもの	権利の消滅後2年間			
2) 拒絶査定がされた出願に係るもの	4年間	4年間	7年間	2年間
3) 放棄された出願に係るもの	3年間	3年間	7年間	3年間
うち出願公開前に放棄された出願に係るもの	10年間	10年間		
4) 取下げられた出願又は無効処分がされた出願に係るもの	1年間	1年間	1年間	1年間
①うち審査請求期間内に請求がなかった出願で優先 権主張を伴うもの	5年間	5年間		
②うち分割出願に係る原出願で出願公開前に取下げられた出願に係るもの	10年間	10年間		
5) 審決による無効、取消又は訂正が確定した出願に係るもの	1)の保存期間に20年を加算した期間			
6) 特許協力条約に基づく規則93.1に規定する記録又は同規則93.3に規定する書類	10年間			

2. 審判記録等

区 分	保存期間
1) 取り下げられた審判の請求に係るもの	2年間
2) 却下の決定がされた審判の請求に係るもの	5年間
3) 拒絶査定に対する審判又は補正却下の決定に対する審判の請求に係るもの	当該審判の請求に係る包袋の保存期間と同じ。
4) 無効の審判、訂正の審判、取消の審判又は訂正の無効の審判の請求に係るもの	当該審判の請求に係る包袋の保存期間と同じ。
うち平成2年12月以後の特許出願（国際出願は除く）に係る書類	20年
5) 判定又は出訴に係るもの	10年間